

酒田市生活応援商品券加盟店舗募集要項

1 事業の目的

エネルギー・食料品等の物価高騰に伴う家計負担の軽減を図るとともに、酒田市内事業者の売上拡大による地域経済の活性化及び振興に資することを目的とし、全市民に対して生活応援商品券（以下「商品券」という。）を配布し、消費喚起を促すものである。

2 事業主体

酒田市生活応援商品券事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 商品券の概要

（１）名称

酒田市生活応援商品券

（２）配布対象

令和８年５月１日現在、酒田市の住民基本台帳に記録されている市民

（３）配布内容

配布対象者１人あたり 10,000 円分（1,000 円券×10 枚）

（４）利用期間

令和８年８月１日（土）から令和８年１０月３１日（土）まで

（５）利用制限

つり銭は支払わないものとする。不足分は現金等により精算すること。また、利用期間を過ぎた商品券は利用できない。未使用の商品券の払い戻しは行わない。

4 加盟店舗申込方法及び募集期間

（１）加盟店申込方法

WEBフォームへの入力、または「酒田市生活応援商品券加盟店舗登録申請書」に必要事項を記入し実行委員会へ提出すること。

（２）加盟店募集期間

令和８年４月１日（水）から同年１０月１５日（木）までとする。

ただし、加盟店一覧（紙媒体）への掲載については、次のとおり取り扱うものとする。

①令和８年５月１５日（金）までに申し込みが完了した事業所については、商品券引換券送付時に同封する加盟店一覧に掲載する。

②令和８年５月１６日（土）以降に申し込みが完了した事業所については、前

項の加盟店一覧には掲載せず、公式ホームページへの掲載のみとする。

5 加盟店申込資格（要件）

酒田市内に店舗または事業所を有し、消費者に直接商品またはサービスを提供する事業者であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業所は除外する。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項第 4 号に規定する麻雀、パチンコその他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業、又は同項第 5 号に規定するゲームセンター等の営業を行う事業所
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業所
- ③特定の政治活動、宗教活動を目的とする団体またはこれらに類する団体に関わる事業所及び公序良俗に反する営業を行う事業所
- ④役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である事業所
- ⑤その他、実行委員会が不相当と認めて対象外とする事業所

6 商品券の利用対象外となるもの

次に掲げる支払いには商品券を利用できない。

- ①商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード等の有価証券の購入
- ②切手、官製はがき、印紙等の換金性の高いもの及び換金を目的とした物品の購入
- ③現金との換金、ならびに電子マネーの購入及びチャージ
- ④国税、地方税、公共料金（収納代行事務に係る支払いを含む。）等の公金支払い
- ⑤たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ⑥宝くじ、またはこれに類する商品の購入
- ⑦事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑧土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る支払い
- ⑨その他、本事業の発行趣旨にそぐわないもの及び加盟店が個別に利用対象外としてあらかじめ設定するもの。

7 加盟店の責務および遵守事項

加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）受領時の確認

商品券について、偽造の疑いがないか、有効期間内であるかを目視等により確認すること。

（２）再流通の防止

受領後直ちに裏面の「加盟店押印欄」に押印または署名を行い、適切に管理すること。また、一度受領した商品券を第三者に譲渡したり、自らの買い物の支払いに利用したりしてはならない。商品券に印字された換金用の二次元コード情報の撮影、複写、送信（SNS 等へのアップロードを含む）は、換金申請の目的以外では一切禁止する。

（３）商品券等の保管義務

受領済みの商品券および二次元コード情報（二次元コードにより識別される管理番号等を含む）については、再流通の防止及び後日の不正確認等のため、令和 14 年 3 月末まで適切に保管しなければならない。

（４）掲示義務

実行委員会が配布するポスターまたはのぼりを店頭の目立つ場所に掲示すること。また、利用期間終了後は速やかにこれを取り外さなければならない。

（５）サービスの維持

通常取引と同様のサービスを提供し、商品券の利用を正当な理由なく拒否しないこと。また、商品券の利用を理由に、商品価格の吊り上げ等の不利益な取扱いをしないこと。

（６）返品の手扱い

商品券を利用して購入した商品の返品に対し、現金等による返金を行わないこと。

（７）報告義務

不正利用の疑いがある場合は、速やかに警察および実行委員会へ通報・報告すること。

8 販促物等の送付

実行委員会（事務局）は、加盟店の登録申請を審査し、承認した事業者（店舗）に対し、以下の販促物等（スターターキット）を送付するものとする。

- ①加盟店舗用マニュアル
- ②換金システム管理画面操作マニュアル
- ③換金システムログイン通知書
- ④ポスター
- ⑤のぼり旗（※注：ポールおよび設置器具は各事業者で用意すること）
- ⑥ミニのぼり旗
- ⑦加盟店一覧
- ⑧商品券サンプル（見本券）

9 換金手続き

(1) 換金方法

加盟店は、受け取った商品券に印字された二次元コードを専用のスキャンアプリにより読み取る方法（一括スキャン可）、または実行委員会事務局へ直接持ち込む方法のいずれかにより換金の申請を行うものとする。実行委員会（事務局）は、当該申請に基づき振込による換金を実施する。

(2) 換金スケジュール（予定）

①換金システム（加盟店で二次元コード読み取り）による換金申請

振込回数	商品券換金申請期間	振込予定日
1 回目	8/ 1（土）～ 8/ 5（水）	8/13（木）
2 回目	8/ 6（木）～ 8/12（水）	8/20（木）
3 回目	8/13（木）～ 8/19（水）	8/27（木）
4 回目	8/20（木）～ 8/26（水）	9/ 3（木）
5 回目	8/27（木）～ 9/ 2（水）	9/10（木）
6 回目	9/ 3（木）～ 9/ 9（水）	9/17（木）
7 回目	9/10（木）～ 9/16（水）	10/ 1（木）
8 回目	9/17（木）～ 9/30（水）	10/ 8（木）
9 回目	10/ 1（木）～10/ 7（水）	10/15（木）
10 回目	10/ 8（木）～10/14（水）	10/22（木）
11 回目	10/15（木）～10/21（水）	10/29（木）
12 回目	10/22（木）～10/28（水）	11/ 5（木）
13 回目	10/29（木）～11/ 4（水）	11/12（木）
14 回目	11/ 5（木）～11/11（水）	11/19（木）
15 回目	11/12（木）～11/20（金）	11/30（月）

②実行委員会事務局への持参による換金申請

実行委員会事務局へ直接商品券を持参して換金申請を行う場合は、申請日から振込まで1か月程度の期間を要します。

(2) 振込

原則として加盟店が指定する金融機関口座への振込とし、振込手数料は実行委員会が負担する。なお、登録された口座情報の誤り等により振込が不能となった場合、再振込に係る手数料は加盟店の負担とする場合がある。

(3) 換金期限

令和8年11月20日（金）までに換金申請を行うこと。期限を過ぎた請求には応じられない。

10 登録の取消し等

本要項に違反する行為（自己取引や架空取引、不正換金等）が認められた場合、実行委員会は加盟店登録を取り消し、換金を拒否することができる。また、違反により損害が生じた場合は、加盟店に対して損害賠償を請求することがある。

11 その他

本要項に定めのない事項については、実行委員会において別に定める。